法人税をめぐる最近の議論 一税率引下げと代替財源を中心に一

国立国会図書館 調査及び立法考査局 財政金融課 加藤 慶一

目 次

はじめに

- I 法人税をめぐる議論の経緯
- 1 政策減税の拡充
- 2 実効税率の引下げ
- Ⅱ 法人減税の論点―実効税率引下げの代替財源―
 - 1 代替財源の候補
 - 2 経済成長に伴う自然増収への期待
 - 3 課税ベース拡大の具体策

おわりに

国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2015.6 31

要 旨

- ① 最近、法人減税をめぐる議論が活発に行われている。かねてから、経済の専門家や経済界 の間では、日本の法人税率は国際的にみて高く、経済成長を阻害しているため、国際水準に 合わせて引き下げるべきであるという議論が根強くあった。第2次安倍政権下では、「アベ ノミクス」の一環として法人減税が主要な課題のひとつに位置付けられている。
- ② これまでの経緯をみると、平成24年末の自由民主党・公明党への政権交代後、当初は投 資減税をはじめとする政策減税の拡充や延長が講じられ、課税ベースを縮小することで法人 税負担の軽減が図られた。その後、本丸といえる法人実効税率の引下げに焦点が移った。特 に平成26年に入って以降、税率引下げに積極的な立場と財政健全化を重視する立場との間 で活発な議論が交わされたが、同年6月の骨太の方針と新成長戦略には、法人実効税率を数 年内に20%台まで引き下げる方針が明記された。一方で、課税ベースの拡大を実施するこ とにより、広い課税ベースと低い税率の組合せ (Broad Base - Low Rate: BBLR) の方向性を目指 す方針が示された。
- ③ 法人税をめぐる論点のひとつは、税率引下げによる減収をどのように賄うかである。主な 考え方として、経済成長による自然増収に期待する立場と、政策減税等の縮小や廃止による 課税ベースの拡大で確実な財源を確保すべきという立場がある。この点に関連して、法人税 率を引き下げれば経済成長を通じて直接的な減収額以上の自然増収が見込まれるとする試算 がみられるが、一方で、税率の引下げがむしろ税収増につながるというような結果にはなら ないとの試算もあり、見方は割れている。
- ④ いずれにしても、今後の法人税改革の方向性として、課税ベースの拡大により少なくとも 部分的には自然増収に頼らない代替財源の確保が行われることが決まった。主な具体策は、 租税特別措置、欠損金の繰越控除制度、受取配当等の益金不算入制度、中小法人・公益法人 課税等の見直しである。とはいえ、実効税率の 20% 台への引下げを見据えた場合、これら の措置の見直しにより捻出できる財源規模は限定的であることにも留意する必要があろう。 十分な代替財源を確保するためには、課税ベースの拡大に加え、規制緩和や成長戦略など法 人減税以外の経済成長を促す政策が重要となる。

はじめに

最近、法人減税をめぐる議論が活発に行われている。かねてから経済の専門家や経済界の間では、 日本の法人税率は国際的にみて高く、経済成長を阻害しているため、国際水準に合わせて引き下げ るべきであるという議論が根強くあった⁽¹⁾。安倍晋三首相は、日本経済の再生を重要課題に据えて 「アベノミクス」を推進しており、その一環として法人減税の実現に強い意欲を示している。平成 24 年末の政権交代後、当初は投資減税をはじめとする各種の政策減税(租税特別措置)の拡充や延 長等の措置が講じられてきたが、平成26年の年明けから、本丸である法人実効税率の引下げが大 きな論点となった。極めて簡略化していえば、法人税の負担は課税ベース(課税対象)に税率を乗 じて算出される。政策減税の拡充とは、課税ベースを縮小することによって税負担を軽減すること を意味する(2)。租税政策論では従来、一般に、税率の引下げと同時に課税ベースを拡大し、広い課 税ベースと低い税率の組合せ (Broad Base - Low Rate: BBLR) の方向を目指すのが望ましいとされるが、 平成 26 年中の議論を通じて、日本もこれに倣う方向性が示された。本稿では、法人税率と課税ベー スの在り方に焦点を当てて、第2次安倍政権下におけるこれまでの法人税改革の議論と実際の税制 改正の経緯を振り返る③。また、今日の厳しい財政状況下にあっては、とりわけ税率引下げの代替 財源への関心が高いことから、経済成長に伴う税収の自然増に対する識者の見方を紹介するととも に、平成27年度の税制改正以降に実施することが検討されている課税ベースの拡大策について整 理する。

なお、本稿でいう「法人税」とは、法人段階での正味の利益(所得)に対する課税を指すものとする。具体的には、国税の法人税、地方税の法人住民税および法人事業税が該当する⁽⁴⁾。本稿で述べる法人税の改正内容等は主として国税の法人税に関するものであるが、法人住民税および法人事業税の税負担も基本的に連動して増減することになる。また、本稿において「実効税率」とは、国と地方の法人税の税率の合計⁽⁵⁾を指すものとする。法人事業税のうち外形標準課税(付加価値割および資本割)は所得課税ではないため、本稿の「法人税」には該当せず、実効税率の計算にも含ま

^{*} 本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、平成27年5月7日である。

⁽¹⁾ 一方、法人税率の引下げに慎重な見解も多くある。この立場に立つ論者は、日本の企業(特に大企業)の実質的な法人税負担が国際的にみて重過ぎるという見方や、法人減税を行えば国内企業の海外流出の抑制と外国企業による対内直接投資の増加、企業による投資の増加等を通じて日本経済の活性化につながるという見方に対して疑問を呈する。

^{(2) 「}課税ベース」を、法人税の税率が適用される対象であると厳密にとらえるなら、税率適用後の算出税額から 控除する税額控除方式の措置(研究開発税制など)は、課税ベースに直接影響を与えるものではないということ になる。しかし、一般的には、各種の政策減税は課税ベースを狭めるものととらえて論じられることが多いと思 われるため、本稿もこれに倣う。

⁽³⁾ 法人税改革の議論については、主としてバラク・オバマ (Barack Obama) 政権下のアメリカにおける議論を整理したものとして、加藤慶一「アメリカの法人税改革をめぐる議論―税率水準と課税ベースの在り方を中心に―」 『レファレンス』 771 号, 2015.4, pp.69-108. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9227947_po_077104.pdf?contentNo=1> を参照。

⁽⁴⁾ 正確には、法人住民税のうち法人税割と法人事業税のうち所得割である。また、地域間の税源の偏在を是正するため、法人住民税および法人事業税の一部を国税として分離する形で設けられている地方法人税および地方法人特別税も、本稿の「法人税」に含まれる。

⁽⁵⁾ ただし、国の法人税の算出に当たって、地方の法人税の納税額の一部を損金算入することが認められていることを考慮に入れて調整する。

れないが、税率引下げの代替財源の一環として大きな論点となっていることから、第Ⅱ章では外形 標準課税に言及することとする。

法人税をめぐる議論の経緯

本章では、平成24年末の第2次安倍政権誕生後に焦点を当てて、法人税をめぐる議論の経緯を 振り返る。

1 政策減税の拡充

平成 24 年 12 月 16 日の衆議院議員総選挙で自由民主党(以下「自民党」)・公明党が勝利し、安倍 首相率いる自公連立政権が発足した。平成 20 年のリーマン・ショックや平成 23 年の東日本大震災 の影響で危機的状況に陥った日本経済を立て直すことを主眼に、アベノミクスの一環として、自民 党のマニフェスト(政権公約)では「法人税の大胆な引き下げ |^⑥が掲げられ、選挙戦の前後から法 人減税の議論がにわかに活発になってきた。

(1) 平成 25 年度税制改正

アベノミクス下の法人税改正の第1弾は、平成25年度税制改正(*)である。与党の「平成25年度 税制改正大綱」では、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三 本の矢」によって、これまでのいわば「縮小均衡の分配政策」から、「成長と富の創出の好循環」 へと転換させ「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組まなければならない」という基本的考え 方の下、「民間投資や雇用を喚起し持続的成長を可能とする成長戦略に基づく、政策税制措置をこ れまでになく大胆に講ずる」とされた⁽⁸⁾。法人税関係の具体的な改正としては、生産等設備への投 資額を一定以上増加させた場合の特別償却または税額控除の創設(生産等設備投資促進税制)、研究 開発税制(総額型)の控除上限額の引上げ、給与等の支給を増加させた場合の税額控除制度の創設(所 得拡大促進税制)、雇用促進税制の拡充、中小企業の交際費の損金算入枠の拡大等が盛り込まれた。 税制改正全体に伴う増減収見込額(国税分)は、平年度ベースで、個人所得課税および資産課税関 係が+1920 億円の純増税であるのに対して、法人税関係は▲3320 億円の純減税であり、安倍政権 の経済政策がこれらの数字にも反映されている。

(2) 秋の大綱と平成26年度税制改正

第2弾の法人税改正は、平成25年10月1日に決定された「民間投資活性化等のための税制改正 大綱 [9](以下「秋の大綱」) と平成 26 年度税制改正である。安倍政権下での最初の成長戦略である平 成25年6月の「日本再興戦略」に、民間の力を最大限引き出すための方策のひとつとして「思い切っ た投資減税で法人負担を軽減すること」(10)が盛り込まれたのを受けて、政府・与党は、例年は秋か

⁽⁶⁾ 自民党「日本を、取り戻す。一重点政策 2012—」pp.8, 19. http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/seisaku ichiban 24.pdf>

⁽⁷⁾ 詳細は、梶善登「平成 25 年度税制改正案の概要」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』773 号, 2013.3.7. http://dl.ndl. go.jp/view/download/digidepo 8068771 po 0773.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

⁽⁸⁾ 自由民主党・公明党「平成 25 年度税制改正大綱」2013.1.24, p.1.

⁽⁹⁾ 自由民主党・公明党「民間投資活性化等のための税制改正大綱」2013.10.1. https://www.jimin.jp/policy/policy/ topics/pdf/pdf116 1.pdf>

ら始まる翌年度の税制改正議論を前倒しして検討を進めた。また、これと並行して、同年の夏には翌年4月の消費税率の8%への引上げをめぐる最終判断が争点となったため、法人減税は消費増税による経済への負の影響を緩和するための対策としての意味合いも帯びてきた。10月1日に、消費税率が予定どおり引き上げられることが最終決定されるに際して、秋の大綱は経済政策パッケージの一環と位置付けられた⁽¹¹⁾。秋の大綱に盛り込まれた法人税関係の具体的な改正内容は、生産性の向上につながる設備等への投資に係る特別償却または税額控除の創設(生産性向上設備投資促進税制)、研究開発税制の拡充と延長、ベンチャー投資や事業再編を促進する税制の創設、所得拡大促進税制の拡充と延長などである⁽¹²⁾。

さらに、平成 25 年の年末に決定された「平成 26 年度税制改正大綱」⁽¹³⁾にも、法人税関係の改正が若干盛り込まれた。交際費の損金算入の特例の拡充が主な項目であり、中小企業だけでなく、資本金 1 億円超の大企業も飲食に関する交際費の 50% (上限なし)を損金算入できることとされた⁽¹⁴⁾。 秋の大綱と合わせると、法人税関係 (国税分)の減収見込額は、平年度ベースで▲5130 億円である。さらに、後述の復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止と合わせて、平成 26 年度の減収規模は▲6453 億円が見込まれていた。

2 実効税率の引下げ

前節でみたように、第2次安倍政権下では数々の政策減税が拡充され、まずは課税ベースを縮小する方向での法人減税が進められたといえる。一方で、安倍首相や経済財政諮問会議の民間議員らは、法人実効税率そのものの引下げを法人税改革の柱として本命視してきた。アベノミクスの法人税改革が始まる前の平成24年度における実効税率は、37%であった⁽¹⁵⁾。平成25年6月の「日本再興戦略」には実効税率の引下げについて具体的な文言が盛り込まれなかったものの、7月の参議院議員通常選挙で自民党はマニフェストに「法人税の大胆な引き下げ」⁽¹⁶⁾を掲げて勝利したことから、その後、安倍首相は実効税率引下げの実現への意向を強めていく⁽¹⁷⁾。

(1) 復興特別法人税の前倒し廃止

その第一歩として、東日本大震災の復興財源に充てるため、平成24年度から3年間の時限措置として法人税に上乗せ課税されることになっていた復興特別法人税を1年前倒しで廃止することが 焦点となった⁽¹⁸⁾。安倍首相や菅義偉内閣官房長官は当初から復興財源には穴を開けない旨を表明

^{(10) 「}日本再興戦略—JAPAN is BACK—」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) p.3. http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou jpn.pdf>

^{(11) 「}消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成 25 年 10 月 1 日閣議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/ icsFiles/afieldfile/2013/10/08/20131001-01.pdf>

⁽¹²⁾ 詳細は、梶善登「平成 26 年度税制改正案の概要」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』 814 号, 2014.2.21. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 8426111 po 0814.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

⁽¹³⁾ 自由民主党·公明党「平成 26 年度税制改正大綱」2013.12.12. http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/zeisei2013/pdf128_1.pdf

⁽¹⁴⁾ 詳細は、梶 前掲注(12), p.6 を参照。

^{(15) 「}国・地方合わせた法人税率の国際比較」財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm

⁽¹⁶⁾ 自民党「参議院選挙公約 2013—日本を、取り戻す。—」p.13. http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/sen_san23/2013sanin2013-07-04.pdf

^{(17) 「}法人税率下げ検討指示 首相、消費増税と一体」『日本経済新聞』2013.8.13. 本節の記述に当たっては、平木 省「法人実効税率を巡る議論について―「経済財政運営と改革の基本方針 2014」を中心に―」『地方税』65巻7号, 2014.7, pp.9-36を参照した。

していたものの、与野党から、国民(特に被災者)の理解が得られるのか、前倒しでの廃止が真に 景気回復や賃上げにつながるのかといった懸念が呈されたことなどから、秋の大綱では結論が先送 りされた。しかし、平成 25 年 11 月 22 日の「経済の好循環実現に向けた政労使会議」で日本経済 団体連合会(以下「経団連」)が賃上げへの取組を文書⁽¹⁹⁾で正式に提示したことを受けて、政府は復 興特別法人税を前倒しで廃止する方針を固め⁽²⁰⁾、12 月 5 日に閣議決定された経済対策⁽²¹⁾に正式に 盛り込まれた。これにより、平成 26 年度以降の法人実効税率は 34.62% へと引き下げられること となった。

(2) 法人税率の本体部分の引下げをめぐる議論

年が明けると、いよいよ法人税率の本体部分の引下げに焦点が移った。平成 26 年 1 月 20 日に経済財政諮問会議が 6 月の新成長戦略(平成 25 年の「日本再興戦略」の改訂版)の策定に向けた議論を開始すると、民間議員からは、対日直接投資促進のため法人実効税率をアジア諸国並みの 25% 程度に引き下げることを目指して速やかに検討すべきであるとの提案が出された⁽²²⁾。同月 23 日 (日本時間)には、安倍首相が世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)の基調講演において「本年、さらなる法人税改革に着手する」と述べたことで、法人減税は半ば国際公約と受け止められることとなった⁽²³⁾。この方向性は、自民党内からも一定の支持を得た。同党の中堅・若手議員は同年 4 月 23 日に「次世代の税制を考える会」を立ち上げ、翌 5 月には、2020 年までを目途に法人実効税率の 10% 程度の引下げを目指すべきだとする提言をまとめるとともに、平成 27 年度からの引下げを前提に平成 26 年末までに工程表を示すよう政府に求めた⁽²⁴⁾。

もっとも、実効税率引下げをめぐっては慎重論も根強かった。政府税制調査会(以下「政府税調」)は、平成 26 年 2 月 13 日に「法人課税ディスカッショングループ」を設けて議論を開始した。3 月 12 日に開かれた同グループの初会合では、多数の委員が法人実効税率の引下げが必要との認識を示したものの、財政健全化や消費増税との整合性の観点から異論も出たと報じられている⁽²⁵⁾。自民党税制調査会(以下「自民党税調」)は、平成 27 年度税制改正の議論を大幅に前倒しし、4 月 17 日に正副会長会議を開催して法人税改革の検討に本格的に着手した⁽²⁶⁾。自民党税調は、6 月の「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)に中期的な実効税率引下げの方針を盛り込むことは容認する方向であったが⁽²⁷⁾、代替財源を確保する必要があるとの認識から、早期の引下

^{(18) 「}法人税率下げ 段階的に 首相指示「来年度から」」『日本経済新聞』2013.9.19;「法人減税「まず復興税分」 首相指示、政権内に慎重論も」『日本経済新聞』2013.9.19.

⁽¹⁹⁾ 日本経済団体連合会「経済の好循環実現に向けた対応について」2013.11.22. http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seirousi/dai4/siryo4.pdf

^{(20) 「}復興法人税 今年度廃止へ 政労使会議 経団連 賃上げ明記で」『産経新聞』2013.11.23.

^{(21) 「}好循環実現のための経済対策」(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定) p.15. http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2013/131205_koujyunkan.pdf 平成 26 年度税制改正大綱(自由民主党・公明党 前掲注(3), pp.2, 74-75)にも改めて復興特別法人税の前倒しでの廃止が記載されている。

⁽²²⁾ 伊藤元重ほか「対日直接投資の促進に向けて」2014.1.20. http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0120/shiryo 07 1.pdf>

② 「法人税改革、国際公約に 首相、ダボス会議で講演」『日本経済新聞』2014.1.23.

^{(24) 「}自民若手、法人減税へ結集 官邸も後押し 勉強会 87 人、党税調に注文」『日本経済新聞』2014.4.24; 「法人税 10% 下げ 自民若手ら提言」『読売新聞』2014.5.15.

^{(25) 「}法人税改革 引き下げ前提反発も 政府税調 多数の委員は賛成」『毎日新聞』2014.3.13;「政府税調 座長提言 「法人減税必要」に異論 「国民には消費増税要請」」『東京新聞』2014.3.13.

②6 「自民税調 法人税改革 関与へ先手」『日本経済新聞』2014.4.18.

げには慎重な立場を採っていた。また財務省も、財政再建を重視する立場から、代替財源のない実 効税率引下げには慎重であった。このような意見を踏まえ、自民党の日本経済再生本部が5月にまとめた「日本再生ビジョン」⁽²⁸⁾は、目玉となる法人実効税率の引下げに関して、「時期や目標について一定の予見性を確保できる形で法人税改革を進める必要がある」としつつも、具体的な引下げ幅や時期には言及せず、他方で、「「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」といった構造的な改革を行う」こと等により、「財政健全化との両立を図りながら、「成長志向の法人課税の体系」を構築する」との方針を示した⁽²⁹⁾。

一方、平成 26年5月15日の経済財政諮問会議で、安倍首相が「これまでの民間議員の提案や諮問会議での議論も踏まえて、法人税を成長志向型の構造に変革していくための方向性を、年末を待たずに、「骨太方針」に示していただきたい」と発言し、菅官房長官が「来年からの法人税引下げを明確にすべきだと考えている」と発言するなど⁽³⁰⁾、法人実効税率引下げの方向性はより明確なものとなっていった。この日の会議で、民間議員は、数年以内に実効税率を 20% 台に引き下げるべきであり、財源は平成 25・26 年度予算の税収上振れ分を活用すべきだと提言した⁽³¹⁾。このような流れの中で、6月3日に政府・与党が平成 27年度から実効税率を引き下げる方針を固めたことについて、麻生太郎財務相は記者会見で、恒久的な代替財源の確保を前提に容認する姿勢を表明した⁽³²⁾。また、自民党税調も同日、「法人税改革に当たっての基本認識と論点(案)」⁽³³⁾をまとめ、恒久的な財源を確保して現状の税収を維持する(税収中立)ことを条件に、実効税率の引下げを容認するに至った⁽³⁴⁾。そしてこの論点案を基礎に、自民党と公明党の与党税制協議会は「法人税改革に当たっての基本認識と論点」⁽³⁵⁾を6月5日に決定した⁽³⁶⁾。

以上のような議論を経て、6月24日に閣議決定された骨太の方針⁽³⁷⁾と新成長戦略⁽³⁸⁾には、法人 実効税率を平成27年度から数年内に20%台まで引き下げるという方針が盛り込まれた。その後、

② 「法人減税 自民、「骨太」明記容認へ 「来年度」には慎重」『日本経済新聞』2014.4.3.

²⁸⁾ 自由民主党日本経済再生本部「日本再生ビジョン」2014.5.23. https://www.y-shiozaki.or.jp/pdf/upload/2014062010 4042_5hdM.pdf>

^{(29) 「}法人税下げ 数値見送り 自民再生本部 党税調に配慮」『読売新聞』2014.5.21.

^{30) 「}平成 26 年第 7 回経済財政諮問会議 議事要旨」2014.5.15. 内閣府ホームページ http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0515/gijiyoushi.pdf

^{(31) 「}法人減税 首相「骨太に明記」」『日本経済新聞』2014.5.16; 「法人減税「骨太の方針で具体化」 諮問会議 首相、閣僚らに指示」『毎日新聞』2014.5.16; 「数年で20% 台」法人減税を提言 経財諮問会議」『朝日新聞』2014.5.16.

③2) 「法人税 来年度下げ明記 政府・与党、骨太方針に」『日本経済新聞』2014.6.3, 夕刊.

③3 自由民主党税制調査会「法人税改革に当たっての基本認識と論点(案)」『T&A master』No.549, 2014.6.9, pp.34-37.

^{(34) 「}財源穴埋め 難題 法人減税 自民が条件付き容認」『朝日新聞』2014.6.4;「政府・与党「法人減税、来年度から」 議論本格化「財源確保せよ」「税収増で賄う」」『毎日新聞』2014.6.4.

⁽³⁵⁾ 自由民主党税制調査会・公明党税制調査会「法人税改革に当たっての基本認識と論点」2014.6.5. http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/pdf188_1.pdf

⁽³⁶⁾ 自民党の当初案と比較すると、「将来の不確実な税収増や、恒久的に続くかどうか定かではない単年度の税収の上振れを財源とすることは厳に慎むべきであ」るとされていた部分と、法人税の改革は「税収中立の中で実現していく」とされていた部分が削られている。これは、「成長の果実」としての税収上振れ分を法人減税の財源に使うべきであるとの主張に配慮したものとみられている(「税収増加分 活用に余地 法人減税財源で自民税調」『日本経済新聞』2014.6.6;「「税収上振れ分の財源化否定」 法人税改革案で自公税調が削除」『産経新聞』2014.6.6;「法人減税 財源論先送り 年末まで 政府・与党 積極、慎重派折り合わず」『毎日新聞』2014.6.6)。

^{(37) 「}経済財政運営と改革の基本方針 2014―デフレから好循環拡大へ―」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014 basicpolicies.pdf>

^{38) 「「}日本再興戦略」改訂 2014―未来への挑戦―」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf

政府・与党は、政府税調が6月27日に取りまとめた「法人税の改革について」⁽³⁹⁾を踏まえて課税ベース拡大策(詳細は次章第3節で後述)の具体化を図るとともに、税率の引下げ幅について検討を進めた。 12月30日に与党が決定した「平成27年度税制改正大綱」⁽⁴⁰⁾には、実効税率を平成27年度に 32.11%、平成28年度に31.33%へと引き下げることが盛り込まれた⁽⁴¹⁾。

Ⅱ 法人減税の論点―実効税率引下げの代替財源―

1 代替財源の候補

前章でみた議論の経緯に照らして、法人税改革をめぐる目下の最大の論点は、実効税率の引下げ幅と課税ベースの在り方である。第2次安倍政権下では当初、法人税の課税ベースを縮小する方向で企業の負担軽減が図られてきたため、単に税率の引下げだけを行うならば「いいとこ取り」との批判も免れない⁽⁴²⁾。一般に、課税が家計や企業等の経済主体の行動に介入することで生じる資源配分の歪みをできるだけ小さくするためには、税率は低い方が望ましいとされている。税収を一定に保つことを前提とするならば、特例措置が少なく課税ベースが広い方が税率を低く設定できる。また、課税ベースの広い税制は、簡素さや執行コストの面からもメリットがある。そのため従来、内外を問わず多くの税財政の専門家が、法人税改革の方向性として、実効税率の引下げと同時に課税ベースを拡大し、広い課税ベースと低い税率の組合せ(BBLR)の方向を目指すのが望ましいとの見方を支持している⁽⁴³⁾。

そして、前章でみた議論の経緯からも明らかなように、税率と課税ベースの在り方をめぐる、より現実的な論点として、税率引下げに伴う税収減をどのように賄うかという問題がある。財務省によると、実効税率 1% 当たりの国と地方を合わせた税収は、平成 26 年度予算ベースで約 4700 億円である (44)。税率引下げに伴う直接的な減収額がおおむねこれに近い規模とするならば、実効税率の 20% 台への引下げには 2 兆円以上の代替財源が必要となる。

これをどのようにして確保するかについて、現実的な妥当性を別にして理論的に考えれば、①公債の増発、②歳出の削減、③法人税以外の税目の増税、④政策減税の縮小等による法人税の課税ベースの拡大、⑤経済成長による自然増収といった候補があり得る(①~⑤を適宜な割合で組み合わせることもできる。)⁽⁴⁵⁾。このうち、現状においても極めて厳しい日本の財政状況に鑑みると、①の選択肢を支持する見方はほとんどないといってよいだろう。また、今後一層、少子高齢化が進んでいく

³⁹⁾ 税制調査会「法人税の改革について」2014.6. http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/__icsFiles/afieldfile/2014/06/27/26zen10kai7..pdf

⁽⁴⁰⁾ 自由民主党・公明党「平成 27 年度税制改正大綱」2014.12.30. http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806_1. pdf>

⁽⁴¹⁾ 詳細は、岩見祥男「平成 27 年度税制改正案の概要」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』 849 号, 2015.2.10, p.3. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 8962471 po 0849.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

^{(42) 「(}社説) 法人減税論議 いいとこ取りはダメだ」『朝日新聞』2014.1.27;「(社説) 法人税減税 企業優遇にも程がある」『東京新聞』2014.1.25;「(社説) 法人税率下げ検討 国民が納得する議論を」『毎日新聞』2014.1.22 等を参照。

⁽⁴³⁾ 例えば、George R. Zodrow, "6: International Taxation and Company Tax Policy in Small Open Economies," Iris Claus et al., eds., *Tax Reform in Open Economies: International and Country Perspectives*, Cheltenham: Edward Elgar, 2010, pp.109-134; 森信茂樹「課税ベース拡大と税率引き下げを一なぜ今法人税改革が必要か一」『改革者』51 巻 7 号, 2010.7, pp.42-45 等。

⁽⁴⁴⁾ 財務省「参考資料〔法人課税関係〕」(税制調査会第2回法人課税ディスカッショングループ資料 法 D2-2) 2014.3.31, p.1. http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2013/ icsFiles/afieldfile/2014/03/31/25dis32kai5.pdf>

ことが確実な中、行政サービスの効率化は必須であるとしても、社会保障費を中心とした歳出の増加圧力が増していくことは避けられない。その上でさらに法人税率引下げに伴う減収分を②の歳出削減で捻出するというのは、相当な痛みを甘受する覚悟がなければ現実的ではないであろう。

さらに③の選択肢に関して、経済学者の間では、課税による資源配分の歪みを極力小さくするという観点から、中長期的に法人税のような所得課税から消費課税への移行を進めていくべきであるという見解が有力であるし、経済界もそのような方向性に賛同している⁽⁴⁶⁾。しかし、法人の株式を多く保有しているのは主に高所得者層であること等から、法人税の負担は最終的には高所得者層に多く帰着すると考えられる一方⁽⁴⁷⁾、間接税としての一般的な消費課税は所得の高低にかかわらず消費額の一定割合を負担することになる。また、このような税負担の転嫁と帰着の議論が不明確なものであるとしても、法人減税と消費増税の組合せは、一般国民の間に不公平感を生みがちである。そのため、例えば前述の与党税制協議会の「法人税改革に当たっての基本認識と論点」でも、「法人減税の財源が、消費税率の引上げによって確保されたかのような誤解を生じさせることは絶対に避けなければならない」⁽⁴⁸⁾とされている。したがって、目下、実効税率引下げの代替財源の主たる候補となっているのは、④法人税の課税ベースの拡大か⑤経済成長による自然増収ということになる。

2 経済成長に伴う自然増収への期待

安倍首相や経済財政諮問会議の民間議員は、経済成長に伴う自然増収を法人実効税率引下げの財源に充てるという考え方に親和的である。経済成長の要因は多岐に及ぶため、そのうちのどれだけを法人減税の代替財源とみなすかという点では様々な見方があり得るが、ひとつの論点は、法人実効税率の引下げ自体によってどの程度の経済成長がもたらされ、税収の自然増としてどの程度はね返ってくるのかということ(税収への「フィードバック効果」)である。自然増収に期待するという道は誰にとっても不都合がないため、実現が可能でさえあれば最も望ましいといえる。

(1) 自然増収に比較的大きな期待を寄せる見方

フィードバック効果の結果は、法人税収にのみ着目するのか、それとも他の税目も含めた税収全体で考えるのか、歳入面のみに着目するのか、それとも歳出面を含めた財政収支(または基礎的財政収支)への影響まで考慮するのか、短期的な影響をみるのか、それとも中長期的な影響をみるの

- (45) このほか理論的には、インフレによって政府債務を実質的に削減し(いわゆる「インフレ税」)、それによって生じた財政的余裕を法人実効税率引下げの財源に充てるといったことも考えられよう。インフレ税については、例えば、小黒一正「インフレは「逆進性のある税」の性質をもつ」2011.7.1. アゴラ言論プラットフォームホームページ http://agora-web.jp/archives/1355250.html> 等を参照。
- (46) この辺りの議論については、加藤 前掲注(3), pp.76-77 を参照。消費課税への移行を主張する最近の主な文献として、例えば、森信茂樹「法人税減税は必要か(2)消費税への代替進め自治体の財政格差解消を」『エコノミスト』 92 巻 42 号, 2014.10.7, pp.86-87; 土居丈朗「法人税減税は必要か(3)法人減税・消費増税が経済活性化に望ましい」『エコノミスト』 92 巻 44 号, 2014.10.14, pp.78-79 等。また、日本経済研究センター「成長を呼び込む税制改革提言 法人税率 10% 引き下げを」 2014.5.22. http://www.jcer.or.jp/policy/pdf/140522_policy.pdf は、法人実効税率を 2020 年までに 25% へと引き下げるとともに、それに伴う約5兆円の減収分は消費税率を 12% に引き上げることで埋め合わせることを提言している。
- (47) これは、法人自身が最終的な税の負担者になることはできず、法人税負担はすべて何らかの形で個人(自然人)に帰着するという「法人擬制説」に依拠した場合の考え方である。法人税の性質に関する考え方については、金子宏『租税法 第20版』弘文堂, 2015, pp.292-294 等を参照。
- (48) 自由民主党税制調查会·公明党税制調查会 前掲注(35), p.5.

か等によって変わってくる。そのため、識者の立場を明確に二分することは難しいが、ひとつの見 方は、法人実効税率を引き下げれば経済が活性化し、減税による直接的な税収減のかなりの部分は 自然増収でカバーできるというものである⁽⁴⁹⁾。一部の論者は「法人税のパラドックス(逆説)」を 援用し、主に欧州諸国において近年、法人実効税率を引き下げてきたにもかかわらず、法人税収の 対 GDP 比はむしろ上昇したことを指摘する。浜田宏一エール大学名誉教授によれば、大幅な減税 をすれば外国からの投資の呼び込みを通じて課税ベースが自然と大幅に広がることは明らかである から、これは「「逆説」でなくて理論通りの「正論」なのである」とされる⁽⁵⁰⁾。また、税率と税収 との関係をそれぞれグラフの横軸と縦軸にとれば逆 U 字型になるという「ラッファー・カーブ」 の考え方に基づき、法人税率の引下げはそれ自体が税収増に結び付く可能性があることを示唆する 論者もいる⁽⁵¹⁾。

こういった見方に親和的な文献のうち、法人減税のフィードバック効果について具体的な数値を 提示しているものを以下に掲げる。

- ・経済産業省が上場企業のうち売上高上位 1,000 社を対象に実施したアンケート調査(回答企業数 351社)に基づいて試算したところによれば、法人実効税率が現行のままであるとすれば、企業 の海外流出に伴うサプライチェーンを通じた経済波及効果で GDP が 17 兆円押し下げられる一 方、実効税率を 10% 程度引き下げた場合、企業の国内回帰や国内事業比率の増加に伴って GDP が7兆円押し上げられる。両者の差をとれば、法人減税がGDPと税収に及ぼす影響は、それぞ れ 24 兆円、5.7 兆円である。(52)
- ・経団連の試算によれば、法人実効税率を10%引き下げた場合、直接的には4.2兆円の税収減と なるものの、日本の企業立地競争力の向上、イノベーションの進化、経営の積極化など波及効果 を通じて実質 GDP が 35.3 兆円押し上げられ、それに伴って税収全体が 4.3 兆円増加する。 (53)
- ・平賀一希慶應義塾大学経済学部研究員(当時)によれば、法人実効税率を現状(40%)から 5% ま たは 20% 引き下げた場合の税収への長期的な影響を動態的経済モデルを用いて分析すると、法 人税のみに着目すれば税収は減少するものの、所得税や消費税を含めた総税収はむしろ増加する。 長期的な定常状態の下において、税率引下げによる直接的な減収額に対する総税収の増加額の比

⁽⁴⁹⁾ この立場に立つ論者として、例えば、伊藤元重「(経済教室) 法人税改革の視点(上) 税率下げで税収増は可 能」『日本経済新聞』2014.3.12; 永濱利廣「法人税減税の財源は自然増収でカバーできる」『エコノミスト』92 巻 22 号, 2014.5.13, pp.47-49; 原田泰「法人税を減税すべき根拠」『地銀協月報』650 号, 2014.8, pp.10-16 等。

^[50] 浜田宏一「(経済教室)消費税再増税の論点(下) 大幅な法人減税が大前提」『日本経済新聞』2014.10.13.

⁽⁵¹⁾ Kengo Nutahara, "Laffer Curves in Japan," CIGS Working Paper Series, No.13-007(E), 2013.11.8. http://www.canon-paper-series, No.13-007(E), 2013.11.8. http://www.canon-paper-series, No.13-007(E), 2013.11.8. igs.org/research papers/131112 nutahara WP007E.pdf> ラッファー・カーブの議論は、税率が一定の水準を超える と投資や労働への意欲が奪われてしまうため、税収はむしろ減ってしまうという考え方に基づいている。奴田原 健悟専修大学准教授は、日本について、労働に対する税 (所得税など)、資本に対する税 (法人税など)、消費に 対する税(消費税など)のラッファー・カーブを推計し、労働に対する税の現在の税率水準は税収が最大となる 水準よりも低い(すなわち、逆 U 字の頂点よりも左側に位置している)一方、資本に対する税の税率水準は逆 U 字の頂点に極めて近いか、頂点より右側に位置しているため、税収最大化を目指すのであれば、労働に対する税 の税率を引き上げて、資本に対する税の税率を引き下げるのがよいと主張する。

⁵² 経済産業省「平成 27 年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」2014.8.29, p.4. http://www.meti.go.jp/main/ yosangaisan/fy2015/pdf/02 2.pdf>; 「法人減税で GDP7 兆円増 経産省試算 税収 1.6 兆円押し上げ」 『産経新聞』

⁽⁵³⁾ 日本経済団体連合会「法人税改革の方向性について」2014.5.22, p.7. http://www.keidanren.or.jp/policy/2014/050 honbun.pdf>

率(フィードバック率)は、5%減税の場合が151.04%、20%減税の場合が136.19%となる。(54)

(2) 自然増収に期待することに慎重な見方

他方で、以上のような自然増収への期待には批判も多い⁽⁵⁵⁾。大野太郎財務省財務総合政策研究所特別研究官(当時)は、法人税のパラドックスが生じた要因を分析した諸外国の先行研究を踏まえて、その背景には、①税率引下げと併せて課税ベースの拡大を実施したこと、②個人形態から法人形態へのシフト(法人成り)が進んだことにより法人部門のシェアが上昇したことを指摘している⁽⁵⁶⁾。これに加えて、森信茂樹中央大学教授は、法人税のパラドックスが生じた要因として③法人税率引下げにより企業のアントレプレナーシップ(起業家精神)が発揮され、経済が活性化したことを挙げ、単に法人税率を引き下げればよいというものではなく、課税ベースの拡大の実施と新規の起業を促すような規制緩和や成長戦略があってこそ法人税のパラドックスは生じると強調している⁽⁵⁷⁾。

自然増収に過剰な期待をかけるべきではないという見方に親和的な文献のうち、フィードバック 効果について具体的な数値を提示しているものを以下に掲げる。もっとも、各文献とも、法人実効 税率の引下げ自体に否定的な立場を採っているわけではない点に留意が必要である。

- ・大和総研のマクロモデルを用いたシミュレーションによれば、法人実効税率を 10% 引き下げた場合、投資や日本への対内直接投資の増加を通じて実質 GDP は増加する。しかし、民間企業が減税によるキャッシュフロー(現金)の増加分をすべて設備投資や雇用者報酬に回すという最も望ましいシナリオを想定した場合でも、実質 GDP の増加に伴う社会保障費等の政府支出の増加等を織り込んだ財政収支の対 GDP 比は、減税 5 年後の時点で現状よりも 0.71% 悪化する。(58)
- ・日本経済研究センターの試算によれば、法人実効税率を 2015 年と 2020 年にそれぞれ約 5% ずつ 引き下げるケースを想定した場合、法人税収だけに着目すれば、税率引下げに伴う減収分を上回 る自然増収は生じないが、その他の税目も含めた税収全体でみれば、減税の数年後以降、現状よりも増加する。ただし、GDP の増加に連動して公共投資や社会保障費等が増加するため、基礎 的財政収支は現状よりも悪化する。(59)
- ・やや古い文献ではあるが、第一生命経済研究所のマクロ計量モデルを用いた試算によれば、法人

⁽⁵⁴⁾ Kazuki Hiraga, "How Much Can Corporate Tax Reduction Contribute to Economic Recovery, Employment and Feedback of Tax Revenue?" *Keio/Kyoto Global COE Discussion Paper Series*, DP2011-021, 2011.11.24. http://ies.keio.ac.jp/old_project/old/gcoe-econbus/pdf/dp/DP2011-021.pdf

^[56] 大野太郎 「法人税パラドックスとは何か」『ファイナンス』 47 巻 8 号, 2011.11, pp.36-42.

⁵⁷⁾ 森信茂樹「法人税改革の道筋」『地銀協月報』650号, 2014.8, pp.2-9; 同「日本再生への道(20)10% 程度の法人 税率引き下げを一「課税ベース拡大」「成長戦略」とのセット不可欠一」『金融財政 business』10402号, 2014.4.3, pp.10-14.

⁵⁸ 神田慶司・鈴木準「法人税率引き下げと日本経済―税率引き下げの効果を期待できる政策体系が重要―」『大和総研調査季報』Vol.15, 2014. 夏季, pp.26-47; 鈴木準「法人税減税は必要か(4)税率10%引き下げなら実質 GDPを1.2%押し上げ」『エコノミスト』92巻45号, 2014.10.21, pp.74-75.

⁽⁵⁹⁾ 日本経済研究センター 前掲注(46), pp.8-10.

実効税率を 10% 引き下げた場合、減税 10 年目の時点で実質 GDP を 1.1% 押し上げる効果がある。 それに伴う自然増収は、10年目の時点では直接的な減収額を上回るものの、累積額でみると、 自然増収は減収額の 63.9% を賄うにとどまる。⁽⁶⁰⁾

なお、内閣府経済社会総合研究所の「短期日本経済マクロ計量モデル(2015年版)」を用いたシミュ レーションによれば、法人税を名目 GDP の 1% 相当額だけ恒久的に減税した場合、1 年目には実質 GDP を 0.50% 押し上げるものの、財政収支の対名目 GDP 比は 0.88% 悪化する (61)。このモデルは短 期分析を意図したものであるため、2年目以降の数値は参考程度に解されるべきとの留保が付され ているが、減税後3年目でも財政収支の対名目 GDP 比への影響はマイナスのままである。少なく とも短期的には、法人減税の直接的な減収分を税収の自然増では賄えないことが示唆されている。

3 課税ベース拡大の具体策

(1) 今後実施または検討される課税ベース拡大の具体策

以上のように、法人実効税率引下げの財源として自然増収にどれだけ期待できるかについては見 方が割れているが、前章で概観した平成26年中の議論を通じて、少なくとも部分的には自然増収 に頼らない代替財源の確保が行われる方向性が固まった。骨太の方針と新成長戦略には、課税ベー スの拡大等を行う旨が明記された。政府税調も、「法人税の改革について」⁽⁶²⁾において、必ずしも 単年度での税収中立である必要はなく、また、法人税の枠内だけでの税収中立である必要もないと の考え方を打ち出しつつ、実効税率引下げが恒久減税である以上は恒久財源を用意することが鉄則 であるとした。この中で政府税調は、課税ベース拡大の具体的な方向性も示唆した。候補に挙げら れた主な項目と各制度の概要は表1のとおりである。

政府・与党はこの案をベースに検討を進め、平成26年末の「平成27年度税制改正大綱」では、 BBLR の法人税改革を 2 段階に分けて実施する方針が示された(63)。第 1 段階は平成 27 年度税制改 正であり、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税 の拡大、研究開発税制など租税特別措置の見直し等を行うことにより、主として大企業を対象に課 税ベースの拡大を行うものである。第2段階は平成28年度以降の税制改正であり、検討事項として、 外形標準課税のさらなる拡大、生産性向上設備投資促進税制 (平成28年度末が期限)、所得拡大促進 税制(平成29年度末が期限)および研究開発税制(増加型・高水準型は平成28年度末が期限)の見直し、 減価償却制度の定額法への一本化、国税の法人税の計算における法人事業税の損金不算入化、期限 が到来する租税特別措置のゼロベースでの見直し等が候補として掲げられた。さらに、第1段階お よび第2段階のいずれにも位置付けられてはいないものの、引き続き検討を行う事項として、資本

⁽⁶⁰⁾ 梅崎知恵著、永濱利廣監修「法人税率引き下げの影響-10%引き下げの実質 GDP 押し上げ効果は 10 年目で 5.9 兆円一」『Economic Trends』 2010.6.16. http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/naga/pdf/ 1006a.pdf>

⁶¹⁾ 浜田浩児ほか「短期日本経済マクロ計量モデル(2015 年版)の構造と乗数分析」『ESRI Discussion Paper Series』 No.314, 2015.1, pp.11-12. http://www.esri.go.jp/jp/archive/edis/4.pdf この試算結果には、法人減 税が専ら需要サイドに与える短期的な影響(設備投資の増加や個人消費の増加等)が反映されており、生産性の 向上やイノベーション、企業立地への影響等の中長期的な供給サイドを通じた効果は反映されていない。

⁶²⁾ 税制調査会 前掲注(39) 内容の解説記事として、「政府税調、中小企業への課税強化案を提言 法人税改革案 からみる課税ベース拡大の行方」『T&A master』No.553, 2014.7.7, pp.4-6; 櫻井泰典「政府税制調査会「法人税の改 革について」について」『地方税』65巻8号,2014.8,pp.9-25を参照。

⁽⁶³⁾ 詳細は、岩見 前掲注(41), pp.3-5 を参照。

表 1	政府税調が	ゼート ナ	- 十か無铅/	ベース拡大策
3X I	以外化的の	1定小しん	- 土 3 味忱゛	ヽ― ヘ狐人衆

項目	制度の概要、現状等	改革の方向性
租税特別措置	産業支援など特定の政策目的を有する各種の税負担 軽減措置等。	・原則として期限到来時に廃止する等の一定の 基準に従い、ゼロベースで見直し ・研究開発税制(総額型)* については大胆に 縮減し、研究開発投資の増加を促すような仕 組みに改組
欠損金の繰越控除制度	ある年度に欠損金(赤字)が生じた場合、9年間に わたって繰り越し、次年度以降の黒字(資本金1億 円超の法人については、その8割が上限)と相殺し て課税所得を減じることができる。	・繰越し期間を延長 ・控除の上限を引下げ
受取配当等の益金不算 入制度	法人が受け取る株式配当等については、持株割合に 応じて、その一定割合が課税対象から除外される(益 金不算入)。	・株式保有が支配関係を目的とする場合は課税 対象から外す一方、資産運用を目的とする場 合は適切な課税を行うという方向性を明確 にする
減価償却制度	機械・装置等について、定額法のほか、費用を前倒 しで認識する効果のある定率法も選択適用できる。	・定率法を廃止し定額法に一本化
地方税の損金算入	法人税(国税)の課税所得の計算に当たって、地方 税のうち法人事業税や固定資産税については費用性 が認められるため、損金算入が可能である。	・税の性格上は現状の取扱いが自然ではあるが、地方税と国税との相互作用に伴う種々の 弊害等を踏まえれば、損金不算入とすること も考え得る
中小法人、公益法人等への課税	軽減税率の適用や、限定列挙された特定の収益事業 から生じる所得のみを課税対象とするなど、種々の 税負担軽減措置がある。	・軽減税率を厳しく見直す ・公益法人等の範囲や収益事業の範囲の見直し
法人事業税における外 形標準課税 (付加価値 割および資本割)	資本金1億円超の法人については、法人事業税の一部が付加価値額(当該年度の損益に給与、利子、賃借料の支払額を加算して求められる)と資本金額を課税標準として課される。所得割と異なり、赤字法人でも負担することになる。	・所得割を縮小し、付加価値割の比重を高める ・資本割の付加価値割への振替え ・中小法人等への配慮をしつつ、外形標準課税 の対象となる法人の範囲を拡大

^{*} 研究開発税制(総額型)とは、法人の売上高に対する試験研究費の割合に応じ、試験研究費の総額の一定割合について税額控除を認めるものである。

金1億円以下の中小企業や公益法人、協同組合等に対する軽減税率等の特例措置の見直しも示唆された。

(2) 租税特別措置の見直しによる課税ベース拡大の余地

法人税の課税ベース拡大策としてしばしば候補に挙げられ、今般の議論においてもゼロベースで見直すこととされた租税特別措置であるが、その縮小や廃止による財源の捻出の余地は限定的といえる。財務省は、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(平成22年法律第8号)に基づき毎年国会に提出されることとなった「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、国の法人税関係の租税特別措置による減収額を試算している。それによると、平成24年度の減収見込額は約1兆円である(表2)⁽⁶⁴⁾。既述のように、第2次安倍政権下では当初、平成25・26年度税制改正において政策減税が新設・拡充され、課税ベースが縮小された。対象年度や試算方法が異なるため単純に足し合わせるわけにはいかないが、仮にこれらの措置を考慮に入れても、法人税関係の租税特別措置による減収全体の規模感は、およそ1兆円台後半ということになろう。他方で、法人税関係以外の租税特別措置はさらに規模が大きい。これについても対象年度や試算方法の違いから単純に比較することはできないが、財務省によれば、平成26年度に適用される法人

⁽出典) 税制調査会「法人税の改革について」2014.6. http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/__icsFiles/afieldfile/2014/06/27/26zen10kai7..pdf; 住澤整編著『図説 日本の税制 平成 26 年度版』財経詳報社, 2014 等を基に筆者作成。

^{64) 「(31)} 法人税関係租税特別措置減収額(平成24年度)(実績推計)」財務省『参議院予算委員会要求資料(平成26年度予算)』2014.2, p.212.

表 2 国の法人税関係の主な租税特別措置と平成 24 年度の減収見込額

	減収見込額 (億円程度)	全体に占める 割合
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	3,952	39.5%
中小企業者等の法人税率の特例	999	10.0%
特定目的会社等に係る課税の特例	934	9.3%
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	643	6.4%
中小企業投資促進税制	551	5.5%
保険会社等に係る異常危険準備金	411	4.1%
探鉱準備金等	280	2.8%
環境関連の投資促進税制	271	2.7%
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	242	2.4%
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	242	2.4%
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	239	2.4%
損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例	208	2.1%
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	170	1.7%
その他	861	8.6%
合 計	10,003	100.0%

<参考> 平成 25・26 年度税制改正で創設・拡充された主な租税特別措置と減収見込額		
生産性向上設備投資促進税制	2,990	(26年度改正で創設)
所得拡大促進税制	2,110	(25 年度改正で創設、 26 年度改正で拡充)
生産等設備投資促進税制	1,050	(25年度改正で創設)
中小企業者等の経営改善に向けた設備投資促進税制	190	(25 年度改正で創設)
特定事業再編投資損失準備金	100	(26年度改正で創設)

(注) 下記の資料から減収見込額が100億円以上の項目を抽出した。<参考>として掲げた各制度による減収見込額は、財務省 が毎年の税制改正時に見積りを行っている数値(平年度ベース)であり、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書| により実際の適用実績を基に試算された平成24年度の減収見込額(表の本欄)と厳密に対比することはできない。また、所得拡 大促進税制の減収見込額は、平成25年度改正での創設と平成26年度改正での拡充による減収見込額を足し合わせた額を示して

(出典) 「「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 24 年度) を基に試算した減収額(実績推計)」財務省『参 議院予算委員会要求資料(平成 26 年度予算)』2014.2, pp.213-216;「租特一覧」財務省『参考資料〔租税特別措置〕』(税制調査会 第 3 回法人課税ディスカッショングループ資料 法 D3-2)2014.4.14. http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2014/_icsFiles/ afieldfile/2014/04/12/26dis33kai5.pdf> を基に筆者作成。

税関係以外の租税特別措置による平年度ベースの国税の減収見込額は約5兆9820億円であり、そ のうち所得税関係が約1兆5350億円となっている⁽⁶⁵⁾。所得税関係以外では、石油化学製品の製造 のために消費される揮発油(ナフサ等)の免税等に係るものが約3兆4160億円の減収要因となって おり、圧倒的に規模が大きい。租税特別措置のうち法人税関係のものは、相対的に規模が小さいと いえる。

このことは、地方税に範囲を広げても同様である。法人住民税(法人税割)は国税の法人税額に 基づいて課税され、法人事業税(所得割)の課税標準は基本的に国税の法人税の課税所得と共通で あるため、国税の法人税の租税特別措置による税負担軽減は、自動的に地方税に連動することにな る。これに伴う地方法人二税の平成24年度の減収見込額は、総務省によれば、約2548億円と見積 もられている(66)。また、地方税独自の負担軽減措置も存在するが、それに伴う同年度の減収見込 額は約625億円と見積もられている(67)。一方で、個人住民税や固定資産税など地方法人二税以外

^{(65) 「}法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額(未定稿)」財務省『参議院予算委員会要求資料(平成 26 年 度予算) [第3次分]』2014.6, pp.7-9. 租税特別措置には税収増をもたらすものもあるが、これらを差引きすれば、 法人税関係以外の租税特別措置による減収見込額は約4兆2480億円と試算されている。

^{(66) 「}政策税制減収額(目的別の分類) [地方税]]総務省『税制調査会(法人課税 DG③) [地方税の税負担軽減措置]』 (税制調査会第3回法人課税ディスカッショングループ資料 法D3-3) 2014.4.14, pp.2-3. http://www.cao.go.jp/zei- cho/gijiroku/discussion3/2014/__icsFiles/afieldfile/2014/04/12/26dis33kai6.pdf>

の負担軽減措置による同年度の減収見込額は、約1兆3777億円と見積もられている(68)。

以上から、仮に国と地方の法人税関係の租税特別措置を全廃しても、それによって捻出できる財源はおよそ2兆円規模ということになろう。このような極端な改革が実際には困難であることを念頭に置きつつ、法人実効税率の1%の引下げに必要な財源が約4700億円であると仮定するならば(本章第1節を参照)、平成26年度時点で34.62%の実効税率を骨太の方針等で示された20%台まで引き下げるには、租税特別措置の見直しだけでは不十分な可能性が高い。そのため、平成27年度税制改正大綱等で示された今後の法人税改革の方向性には、受取配当等の益金不算入や欠損金の繰越控除のように、租税特別措置の範疇に入らない措置の見直しも盛り込まれている。これらによる減収規模は租税特別措置よりもかなり大きく、財務省の推計によれば、受取配当等の益金不算入と欠損金の繰越控除により、平成24年度の国税の法人税収はそれぞれ1.4兆円、2.3兆円減少したと見積もられている⁽⁶⁹⁾。もっとも、これらの措置は二重課税の回避や税制の対称性の確保という観点から設けられているものであり、全廃するのは必ずしも適当とは限らない⁽⁷⁰⁾。実効税率引下げの財源として捻出できるのは、上記の額の一部分ということになろう。

おわりに

減税による直接的な税収の減少規模と、減税に伴う経済活性化を通じた自然増収の規模との関係が実際にどうなるかは、後者の波及経路が間接的であるだけに、事前に確実に予想することはほぼ不可能であり、また事後的に実際に生じた自然増収のうち減税に伴う分だけを切り出して推計することも難しい。そのため、第 II 章第 2 節でみたように、法人減税のフィードバック効果に対する専門家の見方は割れている。しかし、小峰隆夫法政大学教授が消費増税と税収との関係について指摘した論考(71) は、法人減税と税収との関係を考えるに当たっても示唆的であろう。小峰教授は、消

⁽⁶⁷⁾ 同上; 「法人事業税(地方税)に係る税負担軽減措置一覧」総務省『参考資料〔地方税の税負担軽減措置〕』(税制調査会第3回法人課税ディスカッショングループ資料 法 D3-4) 2014.4.14, pp.1-3. http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2014/ icsFiles/afieldfile/2014/04/12/26dis33kai7.pdf>

^{(68) 「}地方法人二税関係以外の税負担軽減措置等減収見込額(平成24年度)」総務省 前掲注(66), p.4. 地方法人二 税関係の減収見込額と単純に比較できない点は、国税の場合と同じである。

^{(69) 「}法人税額(国税) と税引き前利益の関係(平成24年度)」財務省『参考資料〔租税特別措置〕』(税制調査会第3回法人課税ディスカッショングループ資料 法D3-2) 2014.4.14. http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2014/ icsFiles/afieldfile/2014/04/12/26dis33kai5.pdf>

⁽⁷⁰⁾ 例えば、鈴木将覚「日本再生への道(34)課税ベース拡大は慎重に一法人税率引き下げで行うべき施策とは一」『金融財政 business』10447 号, 2014.10.23, pp.4-7 を参照。税制の対称性の確保とは、利益(黒字)に対して課税される一方、損失(赤字)が生じても税の還付は行われないという法人税の非対称性を緩和することである。例えば、法人がある事業年度に100の赤字を計上し、翌事業年度に100の黒字を計上したとすると、欠損金の繰越控除がない場合、当該法人は1年目には法人税を支払わないが、2年目にはプラスの法人税額を負担することになる。しかし、もし2年間を通じてみれば、当該法人の利益はゼロであり、法人税負担は生じないことになる。法人税が非対称であるのは一見当然のことのようにも思えるが、継続企業の前提(ゴーイング・コンサーン)を踏まえれば、事業年度の区切り方次第で税負担が変わってくるのはおかしいという考え方も成り立つ。欠損金の繰越控除制度があれば、少なくとも部分的にはこのような問題が解消する。

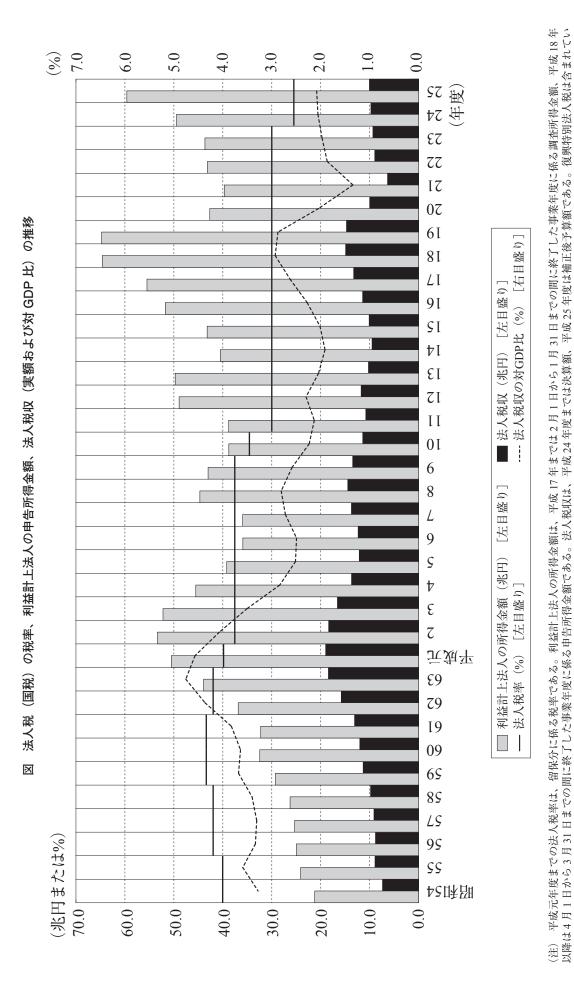
⁽⁷¹⁾ 小峰隆夫「景気が良くても悪くても消費増税の影響は同じ―財政再建と経済成長を考える(上)―」『日経ビジネス ONLINE』2012.5.30. h峰教授は、「①消費税率を引き上げれば経済成長率が低下し、②かえって税収が減ってしまう」という見方があることに関して、部分的にみれば間違いではないものの、①と②それぞれの影響の程度を見誤れば、両者を合わせた効果として非現実的な結論に至ってしまうと指摘している。

費税の増税は経済成長率の低下を通じてむしろ税収減をもたらすとの主張に関して、間接的な影響 の広がりとその程度に対する妥当な見積りの重要性を指摘しているが、法人減税と税収についても 同様のことがいえるだろう。

現在の日本では税収弾性値(名目 GDP が 1% 変化したときに税収が何% 変化するかを、後者の前者に 対する倍率で表した指標)がかなり高いと想定されることを根拠に、GDPが拡大すれば大きな自然 増収が期待できるとする見方があるが、上記の小峰教授の指摘を踏まえるならば、そこでいう GDP の拡大に対する法人減税の寄与度が問題となる。税収弾性値は、結果として達成された GDP 成長率に対する税収の伸び率の倍数でしかない。したがって、法人減税には確かに GDP を押し上 げる効果があるとしても、景気循環等それ以外の要因の寄与度が大きいならば、減税だけを行うこ とで税収が増えるとはいい切れない。

別掲の図は、法人税(国税)の税率、法人の所得金額(繰越欠損金控除前)、法人税収(実額および 対 GDP 比)の推移を示したものである。ここからは、景気の好転により法人所得が増えれば、それ に伴って法人税収も増加してきたことがわかる。一方で、法人税率の引下げの後に法人税収の対 GDP 比が増加するという現象は観察されない。欧州諸国における法人税のパラドックスの背景に は、森信教授らが指摘するように、課税ベースの拡大があったことを念頭に置く必要があろう。ま た、法人税収は景気次第という側面が強いのは事実だとしても、法人税のパラドックスを実現する だけの持続的な経済成長を生み出すためには、規制緩和や成長戦略など法人減税以外の政策が鍵と いえよう。

(かとう けいいち)



(田典)

(出典)「7. 国税収入の構成の累年比較」。「22. 法人税率の推移」財務省主税局『税制主要参考資料集』各年版、「業種別表」(会社標本調査結果 長期時系列データ)国税庁ホームページ <http://www.sri.cao.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_03.htm> および「国民経済計算(GDP 統計)」内閣府ホームページ <http://www.sri.cao.go.jp/p/sna/menu.html> を基に筆者作成。